

出張市役所を開設します

市民の市政に対する関心と理解を深め、開かれた市政の実現と市民との協働による持続的な発展を目指し、市の職員を派遣して、市の事業や施策について説明する「登米市出張市役所」を開設します。

【利用者】政治活動や宗教活動、営利活動を目的としない市内の団体またはサークルで、15人以上の参加が見込まれる団体。

【日時】年末年始を除く、午前9時30分～午後9時までの間で90分前後とします。

【費用】無料

【テーマ】市各課で設定したものから選定していただきますが、独自のテーマを希望する場合は、事前に総務部総務課に連絡してください。

【申し込み】開催希望日の2週間前までに総務部総務課へ申し込みください。

【問い合わせ】総務部総務課 ☎ 0220 (22) 2090

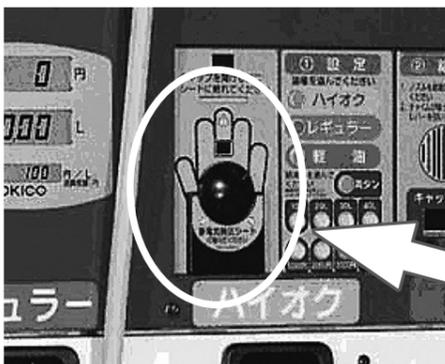
テーマ		
登米市の総合計画	情報公開制度	救急車の利用
市民バス	市税のあらまし	119番通報
登米市の商業	選挙のあらまし	登米市のスポーツへの取り組み
登米市の工業	よくわかる介護保険	する・みる・ささえるスポーツ
登米市の観光とまつり	登米市の国民健康保険について	総合型地域スポーツクラブについて
新しい農業政策	地球温暖化	軽スポーツのすすめ
登米市の農業	家庭における火災予防	スポーツテスト（実技）
森林（もり）のおはなし	職場における火災予防	道路河川の管理
地産地消を進めよう	家庭における地震対策	
登米市の畜産振興事業	民間防火組織の活動	

※テーマは順次増やしていきます。要望があれば連絡してください。

セルフスタンドで静電気による車両火災発生！

平成18年3月28日、ドライバーが自ら給油を行うセルフサービス方式の給油取扱所（セルフスタンド）で給油を行おうとした車両の燃料給油口から出火、幸いセルフスタンド従業員の初期消火によって大事にはいたりませんでした。原因は、車両燃料給油口のキャップが緩んでいたことにより、ガソリン蒸気が漏れ、給油口付近に滞留した蒸気に衣類の静電気スパークが着火したためです。

市内にも多くのセルフスタンドがあり、今までは従業員がすべて実施してくれた作業（給油）を、ドライバー自らの責任でしなければなりません。セルフスタンドを利用する際は十分に気をつけてください。



給油の際には
静電気除去装置に
必ず触れてください！

5/21「NHKのど自慢」開催日

市民バスを臨時運行します

NHKのど自慢の収録が、5月21日（日）に市登米総合体育館（とよま蔵ジウム）で行われます。交通混雑緩和のため、市民バスを臨時に運行します。

【運行日】5月21日（日）

◆循環線（浅水経由登米）
米山総合支所 6:46発

◆循環線（米岡経由登米）
宮交佐沼営業所 7:17発

◆津山線（下り）
宮交佐沼営業所 7:50発
※終点は登米総合支所

【問い合わせ】企画部企画調整課
☎ 0220 (22) 2147

第1回つやま陶芸塾 受講生募集

津山町大萱沢の陶芸生産施設を会場に「つやま陶芸塾」を開講します。

【期間】

5月26日（金）～7月3日（月）
のうち20日間

【時間】①午前10時～正午

②午後2時～4時

③午後6時～8時

【場所】津山町横山

「大萱沢陶芸生産施設」

【講師】陶芸家 井上 哲治氏

【受講料】使用粘土1キログラム

市内在住者・・・1,000円

市外在住者・・・1,500円

【申し込み・問い合わせ】

津山総合支所総務課

☎ 0225 (68) 3112

第1回 登米市民俗芸能大会

市民俗芸能協会主催で、民俗芸能大会を開催します。

法印神楽、南部神楽、鹿踊、田植踊、願人踊、打囃子など市内20団体が出演します。入場は無料です。

【日時】5月28日（日）

午前8時45分～

【場所】中田農村環境改善センター
多目的ホール

【問い合わせ】教育委員会生涯学習課
☎ 0220 (34) 2698

【出演団体】●法印神楽（浅部法印神楽、上町法印神楽）●南部神楽（赤谷神楽、岡谷地神楽、館神楽、長下田神楽、善王寺神楽、本宮神楽）●佐沼鹿踊●登米能●小島田植踊●小島願人踊●とよま囃子●長谷山打囃子●嵯峨立甚句●浅部七福神舞●巻おいとこ踊●上沼獅子舞

後継者等肉用牛貸付事業

後継者等肉用牛貸付事業とは、肉用牛資源確保・飼養管理技術向上のため、市が繁殖素牛を購入し畜産農家に5年間貸し付けを行う事業です。

【貸付対象者】

- ①後継者（概ね40歳まで）
- ②婦人（飼養管理をしていること）

【募集頭数】28頭

【貸付頭数】1戸1頭（同一年内）

※上限は1戸当たり2頭まで

【申込期限】5月19日（金）必着

【申し込み】各総合支所産業建設課

※支所備え付けの申請用紙に記入してください（印鑑必要）。

【問い合わせ】産業経済部畜産課

☎ 0220 (34) 2706

児童手当制度が拡充されました

平成18年4月1日から、児童手当の支給対象年齢の上限が、小学3年生から小学6年生に拡大され、所得制限限度額も引き上げられました。

□制度改正で新たに支給対象となる人

- ①平成6年4月2日～平成9年4月1日生まれの児童を養育する人
- ②これまで所得制限により支給できなかった人のうち、算出所得が平成18年4月1日から適用される所得制限限度額を下回る人

□手続方法

今年度小学校4年生の児童を養育する人は、特に手続きをする必要はありません。

今年度小学校5年生または6年生の児童を養育する人で、平成18年3月末現在で①児童手当を受給していた人は、額改定認定請求書、②児童手当を受給していなかった人と、これまで所得制限により児童手当を受給していなかった人は、新たに認定請求書の提出が必要となります。

※今回の制度改正にかかる申請手続きについては、平成18年9月30日までに申請があったものに限り、4月分または支給要件に該当した月の翌月分にさかのぼって支給されます。

市では、受給者の負担を軽減するために6月下旬の現況届と合わせて受け付けする予定です。

対象となる人には6月上旬に個別通知します。

【問い合わせ】

福祉事務所子育て支援室 ☎ 0220 (58) 5562

所得制限限度額表		
扶養親族等の数	国民年金加入者	厚生年金加入者
0人	460.0万円	532.0万円
1人	498.0万円	570.0万円
2人	536.0万円	608.0万円
3人	574.0万円	646.0万円

扶養親族等が4人以上の場合は、1人増えるごとに上記金額に38万円を加算
注1）
所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある人についての限度額は、上記の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。
□算出所得の求め方
児童手当法に定める所得金額から地方税法の規定による下記控除額を引いた額が算出所得となります。
①雑損控除（相当額）
②医療費控除（相当額）
③小規模企業共済掛金控除（相当額）
④障害者控除・・・27万円
⑤特別障害者控除・・・40万円
⑥寡婦（夫）控除・・・27万円（特定寡婦35万円）
⑦勤労学生控除・・・27万円
⑧一律控除・・・8万円